

平成30年度第3回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時 平成31年3月25日（月）14時00分～16時20分

場所 千葉県教育会館608会議室

参加者 協議会委員21名（欠席1名）、オブザーバー5名、事務局職員3名

<配付資料>

- ・ 次第
- ・ 第3回協議会出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1 千葉県地域再犯防止推進モデル事業実態調査報告書
- ・ 資料2 平成31年度モデル事業の実施計画について
- ・ 資料3 平成31年度千葉県地域再犯防止推進モデル事業 事業計画

1. 開会

2. 議題

(1) 平成30年度実態調査の報告について

資料1により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【細井委員（千葉県医師会）】

今回の実態調査は、本人の概況を調査しただけで、肝心の犯行動機など、本人の声がなく、犯した罪に対する内省の状況も調査されていない。本人が反省していなければ、生活支援をしても犯罪を繰り返すことは防げないと思うがどうか。

【後藤委員長】

そもそも今回の調査は、3ページにもあるとおり、社会復帰のために福祉的支援が必要であるにもかかわらず、支援が得られなかったために犯罪をしてしまった人の実態を把握しようとするのを目的としたものである。そうした意味では、本人の声として、たとえばこんな支援がほしかったというようなことは把握するべきと思うが、今回の調査ではそうしたことは拾われているのか。

【（オブザーバー）東京矯正管区】

処遇調査や鑑別の過程で本人から聞き取った情報を調査票としてまとめたものである。その中で、本人が受けたかったが受けられなかった支援が把握されている場合にはその内容も拾ったものとなっている。

【事務局】

犯罪の予防や防止を担当する部門がある中で、千葉県では、あえて福祉部門が再犯防止に取り組むこととした。そのため今回の調査は、福祉部門として、再犯防止に向けてどのようなことに取り組めるかということ、まずは見極めるための調査を行った。細井委員指摘のような人もいることは承知した上で、福祉によって生活を支援することによって再犯に至らない人がいるのではないかという前提のもとに、その支援の方法を検討する資料とするための調査と考えている。

【後藤委員長】

生活支援さえすれば再犯しないということは一概には言えないが、社会復帰に向けてそう

した支援を必要としている人に適切な支援を届けるという意味では、各委員の合意が得られると思う。

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

中核センターで支援している人をみると、精神疾患に限らず、すさんだ生活をしているがゆえに医療受診しない人が多く、やはり生活が安定しなければ医療につながるという方向には向かない。今回の調査で出されたものは、今現在ある課題であり、今後、その課題に対してどうしていけばよいかという答え探しに来年度取り組んでいくのではないかと思うが、そうした取組の中から、細井委員指摘の意見に対する答えも見いだせていくのではないかと考える。

【後藤委員長】

今回の調査が、収集した事例の範囲内における結果という前提であれば、代表性を示す必要はないので、6ページの法務省データとの比較は削ったほうがよい。

また、弁護士からのつなぎについて、個の意識や気付きによるところが大きいということが示されているが、たとえば他の機関からのつなぎについても、それは同じことがいえるのではないかということを感じた。

今回は、元となる調査が代表性を有するものではなく、また、事例分析としても精巧なものではないということを前提に抽出された課題であるということは認識しておきたい。これ以外の課題も存在する可能性があり、これらの課題が解決されたからといってすべての課題が解決されるわけではないということを各委員には認識しておいていただきたい。

村上委員（千葉県保護司会連合会）】

少年については、両親の不和や虐待など、家庭環境の問題で傷付き、そのうっ憤を晴らすことや、親に対する復讐のために犯罪に走るということであろうと思っている。そのため、少年犯罪を起こさせないようにするには、そうした家庭問題に切り込んでいかなければならないと考えている。

この協議会で、再犯を防止するために必要なことは、初犯を防止することであるという意見を述べたことがあるが、少年に犯罪をさせない、犯罪をした少年に再び犯罪をさせないためには、ここにいる我々の家庭問題に対する気配りが必要であり、そうした少年が大人になったときには、今度は社会の環境を整えていくことが必要である。今の議論を聞いていると、各委員それぞれの狭い分野での話しか出てこず、そうしたことが一体どうなってしまうのかとても心配である。

また、刑務所内の教育環境について、罪を償うために定められた作業に追われ、一人ひとりの心の矯正までももっていくことは不可能に近いという話がある刑務所の教官から聞かされた。そうした現場の状況を改善していくことこそ必要であるのに、そうした議論がなされないこの協議会のあり方は疑問である。

【後藤委員長】

当然のことながら、今行っている議論だけですべての再犯防止が実現できるわけではなく、今回の議論は、あくまでも3年間の国からの受託事業として、再犯防止の取組のある一部分に焦点化して、その点について進めていくことが目的であるということは理解いただきたい。

また、現場での教育の話については、今の状況で十分かと言われればそうではないが、全

くなされていないというのも適切ではなく、課題もある中で現場の人は頑張っているということであると思う。作業を減らして教育を重視していこうということは、今現在、国の法制審議会でも議論されている。様々な考えがある中で、今は課題を明らかにしていく段階であるということに理解をいただきたい。

【眞部委員（八街少年院）】

対象者の様子が矯正施設の内と外で異なるということについて、本人の声を聞くということとは現在の処遇調査の中である程度担保されているのではないかと思うが、再犯防止の観点からいけば、再入調査という機会もあるので、もう少し踏み込んでよいのではないかということを考えさせられた。

また、たとえば八街少年院は、初入を受け入れる少年院などとは異なるため、他の施設よりももっと福祉的な支援の意識を持つべきではないかということなど、施設ごとの支援のあり方を考えていくべきではないかということをも反省させられたので、今後議論していきたいと思う。

(2) 平成31年度事業の実施計画について

資料2により、事務局から説明し、事務局案のとおり了承された。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。

【藤代委員（自立準備ホーム）】

事業の対象者の説明があったが、満期出所者は再犯の確率が高く、中には帰住先が決まっていない人や、高齢のため、施設に入ったほうがよい人などもあるので、対象にしてほしい。

【事務局】

刑事施設出所予定者として満期出所者も対象としている。

【後藤委員長】

関係機関会議の役割として支援システムの構築ということが示されているが、具体的な支援の実施を通じて構築していくということによいか。

【事務局】

そのとおりである。

【(オブザーバー) 千葉県弁護士会】

実態調査の結果として、弁護士からのつながりが多い一方、個々の弁護士の気づきに依るところが多く偏りもあるという指摘があり、まさにそのとおりであると思った。

この点に対する対策は、今回の事業のどの部分に該当するのか。

【事務局】

司法機関と福祉機関の連携の仕組みづくりに含めて考えていきたい。このため、弁護士会についてはぜひ関係機関会議に参加いただきたい。

【(オブザーバー) 千葉県弁護士会】

支援対象者として起訴猶予者が挙げられているが、今回の事業は入口支援も含まれると理解してよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【渋沢委員（中核地域生活支援センター）】

生活保護など制度利用に当たっては、自治体の協力が不可欠であるので、事業内容については、各市町村へ十分な説明をしてほしい。

また、帰住先の決定や個人情報をごどこまで公表していくかなど、その取扱いについてのルール作りが必要である。

【早川委員（就労支援事業者機構）】

今回は福祉的な支援を必要とする人を対象として事業を進めるということで理解をしている。刑務所を出た人の中には、たとえば3日働いた人が急にどこかへ行ってしまった上、あとから3日分の給料を要求してくるような元気な人もいるわけで、そうした人に対する支援も考えていかなければならない。事務局の説明の中で事業の3年目については、大きな枠組みで議論を進めるという話があったので、それに期待する。

【後藤委員長】

今回、支援対象者の定義としては、福祉的な支援が必要な人でくるのか、それとも、福祉的な支援は必要ないが、何らかの課題を抱えている人をも含めて対象とするのか。

【事務局】

たとえば、心身ともに健康で、社会に戻ったときに自分自身の力で生活を立て直すことができるという人は対象とはならないと考える。

【後藤委員長】

そういった人はそもそも刑務所には入らないと思うので、はっきり言ってしまえばいない。そうしたことからいけば、元気であっても3日で仕事を辞めてしまうような人は対象になるのではないかと。犯罪をした人の社会復帰には何らかの支援が必要であるということをご共通認識として持った上で、今回、県としては、そのうちどこまでの人を対象とするつもりなのか。

【事務局】

はっきりしたルールとしては、千葉県への帰住と、我々が提供する生活支援を希望する人となる。仕事を3日で辞めてしまうというのは、何らかの課題があると考えられるので、支援の対象に含まれるのではないかと。

【後藤委員長】

千葉県への帰住意思はどこでどのように確認するのか。

【事務局】

今の仕組みの中でどのように確認できるのかは、現段階では事務局としても理解ができていないので、そうしたことを含めて関係機関会議で検討していきたい。

【後藤委員長】

個人情報の取扱いについては、どの様に考えているのか。

【事務局】

県が収集する情報として、県の個人情報保護条例に基づき取り扱われる。また、行政文書の取扱いとしては、同じく情報公開条例により非開示の扱いとなる。

【後藤委員長】

本人情報の収集範囲と支援機関等への開示の範囲はどうか。

【事務局】

その点については、今後、関係機関会議の中で検討する。

【後藤委員長】

たとえば、千葉県に全く地縁のない帰住希望者のケースも受け入れるのか。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

センター事業の例でいえば、最低限何らかの地縁がなければ支援を組み立てることができないので、そうしたケースについてはお断りしている。

【事務局】

今回のモデル事業では、千葉保護観察所が所管する保護観察対象者を主に対象としていく。数としては20事例を予定している。

（了）